

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神山町	鬼籠野地区 (猪ノ頭・一ノ坂・坂瀬川・日浦・喜来・黒河・川東・東分・中分・西分・阿保坂・小原・中津川・中内・元山)	令和4年3月28日	令和5年1月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42 ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	10 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6 ha
ii うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ○農業従事者が高齢化や減少傾向にあり、後継者が不足している。 ○80才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、10haで地区の耕地面積の16.1%を占めている。 うち、6haは後継者が未定であるため、新たな農地の受け手の確保が必要。 ○傾斜地・不整形、狭小等、条件の悪い農地が多く、また、すだちを中心とした果樹栽培が盛んであるため機械化が困難であり、集約や効率化ができない。 ○鳥獣被害が増加している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ○鬼籠野地区には12名の中心的経営体がいるが、果樹栽培を主としていることから大きな規模拡大は困難であるため、基本的には集落ぐるみで地域の農業者が農地を担っていく。 ○新規就農を希望する農業者の受け入れを積極的に促進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向と農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農業委員会や農地利用最適化推進委員等の関係団体と協力して農地の貸付け等の意向を確認し、農地中間管理機構への登録を推進する。</p>
<p>新たな担い手の育成</p> <p>新規就農を希望するものや規模拡大を希望するものについては農地中間管理機構を活用し、集約化を図る他、地域に定着できるよう関係団体が積極的にサポートを行う。</p>
<p>特産化作物の導入方針</p> <p>本町を代表する特産物である「すだち」の生産を積極的に推進し、収益性の高い生産に取り組む。 将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>鳥獣害被害防止総合対策支援事業等を活用し被害防止対策や、町補助による被害防止策の導入に取り組むほか、捕獲活動についても積極的に取り組む。</p>